



山形県公報

令和4年1月21日(金)
第274号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 県営土地改良事業に係る換地処分……………(最上総合支庁農村整備課) ……25
- 道路の区域の変更……………(庄内総合支庁建設総務課) ……同
- 同……………(同) ……26
- 県道の供用の開始……………(同) ……同
- 市町村決定に係る都市計画の変更の図書の写しの縦覧……………(都市計画課) ……同
- 県証紙売りさばき人の氏名等の変更の届出……………(会計局) ……27

### 教育委員会関係

#### 規 則

- 山形県立高等学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則……………同

### 公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出……………(商業・県産品振興課) ……28
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………(建設企画課) ……同
- 県営住宅入居者の一般公募……………(村山総合支庁建築課) ……29

## 告 示

### 山形県告示第35号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により、県営赤松通り地区土地改良事業に係る換地処分をした。

令和4年1月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県告示第36号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において令和4年1月21日から同年2月4日まで縦覧に供する。

令和4年1月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 三瀬水沢線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                               | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延 長     |
|-----------------------------------|------|--------------------|---------|
| 鶴岡市中山字草見149番3地先から<br>同 矢引字矢引52番まで | 旧    | 45.3メートル<br>} 16.8 | 162メートル |
| 鶴岡市中山字草見149番3から<br>同 矢引字矢引52番まで   | 新    | 49.6メートル<br>} 23.5 | 同 上     |

**山形県告示第37号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において令和4年1月21日から同年2月4日まで縦覧に供する。

令和4年1月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 鶴岡村上線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                    | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延 長    |
|------------------------|------|--------------------|--------|
| 鶴岡市上田沢字蕨野8番9から<br>同 まで | 旧    | 24.5メートル<br>} 8.8  | 82メートル |
| 同 上                    | 新    | 34.7メートル<br>} 13.9 | 同 上    |

**山形県告示第38号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において令和4年1月21日から同年2月4日まで縦覧に供する。

令和4年1月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 鶴岡村上線
- 2 供用開始の区間 鶴岡市上田沢字蕨野8番9から  
同 まで
- 3 供用開始の期日 令和4年1月21日

**山形県告示第39号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき高島町から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和4年1月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称
  - (1) 種 類 高島都市計画下水道
  - (2) 名 称 高島公共下水道
- 2 縦覧の場所  
県土整備部都市計画課

山形県告示第40号

山形県証紙条例施行規則（昭和39年4月県規則第34号）第13条第1項の規定により、次のとおり証紙の売りさばき人の名称及び代表者氏名を変更した旨の届出があった。

令和4年1月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 売りさばき人の名称及び代表者氏名         |                         | 売りさばき所の所在地     | 変更年月日      |
|--------------------------|-------------------------|----------------|------------|
| 変 更 前                    | 変 更 後                   |                |            |
| 株式会社佐藤薬局<br>代表取締役 佐藤 陽太郎 | 株式会社アサヒヤ<br>代表取締役 佐藤 陽一 | 寒河江市丸内一丁目1番47号 | 令和 3.12. 1 |

教育委員会関係

規 則

山形県立高等学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年1月21日

山 形 県 教 育 委 員 会  
教 育 長 菅 間 裕 晃

山形県教育委員会規則第1号

山形県立高等学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則

山形県立高等学校体育施設の開放に関する規則（昭和50年7月県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表中

|                |   |                |    |
|----------------|---|----------------|----|
| 山形県立新庄神室産業高等学校 | を | 山形県立新庄南高等学校金山校 | に、 |
| 山形県立新庄南高等学校金山校 |   | 山形県立新庄神室産業高等学校 |    |

  

|            |   |             |    |
|------------|---|-------------|----|
| 山形県立荒砥高等学校 | を | 山形県立荒砥高等学校  | に、 |
|            |   | 山形県立鶴岡南高等学校 |    |

  

|                |   |              |       |
|----------------|---|--------------|-------|
| 山形県立加茂水産高等学校   | を | 山形県立加茂水産高等学校 | に改める。 |
| 山形県立鶴岡南高等学校山添校 |   |              |       |

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業・県産品振興課及び置賜総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに米沢市役所において令和4年5月23日まで縦覧に供する。

令和4年1月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 コメリPRO米沢店  
 米沢市中田町字道の上参912番
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 株式会社コメリ 新潟県新潟市南区清水4501番地1  
 代表取締役 捧 雄一郎

3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 (変更前)

| 名 称            | 住 所             |
|----------------|-----------------|
| コメリハード&グリーン米沢店 | 米沢市中田町字道の上参912番 |

(変更後)

| 名 称       | 住 所             |
|-----------|-----------------|
| コメリPRO米沢店 | 米沢市中田町字道の上参912番 |

- 4 変更年月日  
 令和3年12月10日
- 5 届出年月日  
 令和3年12月21日
- 6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和4年5月23日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和4年1月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
 山形県電子閲覧システム運用管理業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県県土整備部建設企画課システム開発担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2685

3 随意契約の相手方を決定した日 令和3年2月26日

4 随意契約の相手方の名称及び所在地

株式会社ヤマイチテクノ 大阪府大阪市西区靱本町二丁目4番8号

5 随意契約に係る契約金額 936,100円

6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約

7 随意契約による理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号該当

---

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

令和4年1月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

| 名称               | 所在地               | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分               | 家賃                      |                                    |                                    |                                    | 摘要     |                                    |                                    |     |
|------------------|-------------------|------|-------------------------------|------|------------------|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|--------|------------------------------------|------------------------------------|-----|
|                  |                   | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |                  | 収入が<br>104,000円<br>以下の者 | 収入が104,000円<br>を超え123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を超え139,000円<br>以下の者 | 収入が139,000円<br>を超え158,000円<br>以下の者 |        | 収入が158,000円<br>を超え186,000円<br>以下の者 | 収入が186,000円<br>を超え214,000円<br>以下の者 |     |
| 県営五十鈴アパ<br>ート1号  | 山形市大野目二<br>丁目2-52 | 3K   | 51.2                          | 4    | 一般用              | 14,400                  | 16,700                             | 19,100                             | 21,500                             | 24,600 | 25,500                             | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額           | 单身可 |
| 同                | 同                 | 同    | 51.2                          | 1    | 同                | 14,400                  | 16,700                             | 19,100                             | 21,500                             | 24,600 | 25,500                             |                                    |     |
| 同 2号             | 同 2-50            | 同    | 51.2                          | 1    | 同                | 14,400                  | 16,700                             | 19,100                             | 21,500                             | 24,600 | 25,500                             |                                    | 单身可 |
| 同 3号             | 同 2-46            | 同    | 51.2                          | 1    | 同                | 14,400                  | 16,700                             | 19,100                             | 21,500                             | 24,600 | 25,500                             |                                    |     |
| 同 南山形アパ<br>ート1号  | 同 南松原一<br>丁目9-5   | 3DK  | 63.1                          | 4    | 同                | 22,700                  | 26,200                             | 29,900                             | 33,800                             | 38,600 | 44,500                             |                                    |     |
| 同 2号             | 同                 | 2DK  | 49.6                          | 2    | 特定目的用<br>(高齢者専用) | 17,800                  | 20,600                             | 23,500                             | 26,500                             | 30,300 | 35,000                             |                                    | 单身可 |
| 同 3号             | 同 9-6             | 3DK  | 64.8                          | 2    | 一般用              | 23,600                  | 27,200                             | 31,200                             | 35,200                             | 40,200 | 46,400                             |                                    |     |
| 同 5号             | 同                 | 2DK  | 51.3                          | 1    | 特定目的用<br>(高齢者専用) | 18,700                  | 21,600                             | 24,700                             | 27,800                             | 31,800 | 36,700                             |                                    | 单身可 |
| 同 馬見ヶ崎ア<br>パート2号 | 同 円心寺町<br>21-26   | 3DK  | 59.3                          | 1    | 一般用              | 17,600                  | 20,300                             | 23,200                             | 26,200                             | 30,000 | 34,600                             |                                    |     |
| 同 桜町アパー<br>ト1号   | 同 桜町四丁<br>目12-16  | 2LDK | 57.1                          | 1    | 同                | 18,800                  | 21,700                             | 24,800                             | 28,000                             | 32,000 | 37,000                             |                                    |     |
| 同                | 同                 | 3DK  | 58.4                          | 1    | 同                | 19,200                  | 22,200                             | 25,400                             | 28,700                             | 32,700 | 37,800                             |                                    |     |
| 同 2号             | 同 12-20           | 同    | 61.0                          | 1    | 同                | 20,400                  | 23,600                             | 26,900                             | 30,400                             | 34,700 | 40,100                             |                                    |     |
| 同 深町アパー<br>ト2号   | 同 深町一丁<br>目7-37   | 同    | 64.2                          | 1    | 同                | 22,400                  | 25,800                             | 29,600                             | 33,300                             | 38,100 | 44,000                             |                                    |     |
| 同 東山住宅           | 同 大字十文<br>字6106   | 同    | 70.9                          | 1    | 特定目的用<br>(身障者用)  | 26,400                  | 30,500                             | 34,900                             | 39,300                             | 45,000 | 51,900                             | 单身可                                |     |

|                  |                |   |      |   |     |        |        |        |        |        |        |     |
|------------------|----------------|---|------|---|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-----|
| 同 土屋倉アパ<br>一ト2号  | 同 旭町二丁目7-2     | 同 | 51.8 | 2 | 一般用 | 12,700 | 14,600 | 16,800 | 18,900 | 21,600 | 24,900 |     |
| 同 3号             | 同              | 同 | 53.7 | 1 | 同   | 13,600 | 15,700 | 18,000 | 20,300 | 23,200 | 26,700 |     |
| 同 鷲ヶ袋アパ<br>一ト2号  | 同 旭町二丁目7-2     | 同 | 55.7 | 2 | 同   | 13,800 | 15,900 | 18,200 | 20,600 | 23,500 | 27,100 |     |
| 同 天童駅西ア<br>パ一ト1号 | 同 天童駅西二丁目2-27  | 同 | 64.2 | 1 | 同   | 19,000 | 22,000 | 25,100 | 28,300 | 32,400 | 37,400 |     |
| 同 2号             | 同 2-30         | 同 | 64.2 | 1 | 同   | 19,000 | 22,000 | 25,100 | 28,300 | 32,400 | 37,400 |     |
| 同 3号             | 同 2-31         | 同 | 64.2 | 1 | 同   | 19,300 | 22,300 | 25,500 | 28,800 | 32,900 | 37,900 |     |
| 同 天童駅南ア<br>パ一ト2号 | 同 田鶴町四丁目18-22  | 同 | 66.5 | 1 | 同   | 22,900 | 26,400 | 30,200 | 34,100 | 38,900 | 44,900 |     |
| 同 近江アパ<br>一ト1号   | 同 東村山郡山辺町近江1-1 | 同 | 62.6 | 1 | 同   | 18,500 | 21,300 | 24,400 | 27,500 | 31,400 | 36,300 |     |
| 同                | 同              | 同 | 64.2 | 1 | 同   | 18,900 | 21,900 | 25,000 | 28,200 | 32,200 | 37,200 | 単身可 |
| 同 3号             | 同              | 同 | 64.6 | 1 | 同   | 19,300 | 22,300 | 25,500 | 28,800 | 32,900 | 38,000 |     |
| 同                | 同              | 同 | 64.6 | 1 | 同   | 19,300 | 22,300 | 25,500 | 28,800 | 32,900 | 38,000 | 単身可 |
| 同 中原アパ<br>一ト1号   | 同 中山町大字長崎881-2 | 同 | 69.4 | 3 | 同   | 22,800 | 26,300 | 30,100 | 33,900 | 38,800 | 44,800 |     |
| 同                | 同              | 同 | 69.4 | 1 | 同   | 22,800 | 26,300 | 30,100 | 33,900 | 38,800 | 44,800 | 単身可 |
| 同 2号             | 同              | 同 | 69.4 | 1 | 同   | 22,900 | 26,500 | 30,300 | 34,100 | 39,000 | 45,000 |     |
| 同                | 同              | 同 | 69.4 | 2 | 同   | 22,900 | 26,500 | 30,300 | 34,100 | 39,000 | 45,000 |     |
| 同 長崎アパ<br>一ト     | 同 8035-205     | 同 | 62.8 | 1 | 同   | 16,900 | 19,600 | 22,400 | 25,200 | 28,800 | 33,300 |     |

|                  |                             |       |   |   |   |        |        |        |        |        |        |     |
|------------------|-----------------------------|-------|---|---|---|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-----|
| 同 南寒河江ア<br>パート1号 | 寒河江市大字高<br>屋字西浦100-<br>5    | 同     | 同 | 1 | 同 | 17,300 | 19,900 | 22,800 | 25,700 | 29,400 | 33,900 |     |
| 同 2号             | 同                           | 同     | 同 | 1 | 同 | 17,500 | 20,200 | 23,100 | 26,100 | 29,800 | 34,400 |     |
| 同 谷地アパー<br>ト1号   | 西村山郡河北町<br>谷地荒町東一丁<br>目4-1  | 同     | 同 | 1 | 同 | 14,500 | 16,800 | 19,200 | 21,700 | 24,800 | 28,600 |     |
| 同 左沢アパー<br>ト     | 同 大江町<br>大字藤田264-<br>3      | 同     | 同 | 4 | 同 | 13,500 | 15,500 | 17,800 | 20,100 | 22,900 | 26,500 | 单身可 |
| 同                | 同                           | 同     | 同 | 3 | 同 | 13,500 | 15,500 | 17,800 | 20,100 | 22,900 | 26,500 |     |
| 同 楯岡アパー<br>ト     | 村山市楯岡笛田<br>四丁目6-23          | 同     | 同 | 3 | 同 | 12,800 | 14,700 | 16,900 | 19,000 | 21,700 | 25,100 | 单身可 |
| 同 東根中央ア<br>パート2号 | 東根市中央四丁<br>目3-2             | 同     | 同 | 1 | 同 | 19,400 | 22,400 | 25,600 | 28,900 | 33,000 | 38,100 |     |
| 同 3号             | 同                           | 同     | 同 | 1 | 同 | 19,700 | 22,700 | 26,000 | 29,300 | 33,500 | 38,600 |     |
| 同 あげぼのア<br>パート   | 北村山郡大石田<br>町大字大石田丁<br>277-4 | 2 LDK | 同 | 1 | 同 | 19,300 | 22,300 | 25,500 | 28,700 | 32,800 | 37,900 |     |
| 同 大石田ア<br>パート    | 同 甲<br>623-157              | 3 DK  | 同 | 2 | 同 | 14,200 | 16,400 | 18,800 | 21,200 | 24,200 | 28,000 | 单身可 |
| 同                | 同                           | 同     | 同 | 2 | 同 | 14,200 | 16,400 | 18,800 | 21,200 | 24,200 | 28,000 |     |



(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 入居者又は同居親族に給与所得又は公的年金に係る雑所得を有する者がある場合には、その給与所得又は公的年金に係る雑所得を有する者1人につき 100,000円（その者の所得金額が100,000円未満である場合には、当該所得金額）
- (2) 同居親族又は同一生計配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (3) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (4) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (5) 入居者又は(2)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (6) 入居者又は同居親族に所得税法第2条第1項第30号に規定する寡婦がある場合には、その寡婦1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）
- (7) 入居者又は同居親族にひとり親がある場合には、そのひとり親1人につき 350,000円（その者の所得金額が350,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のあるものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

(ニ) 同居者に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

- (1) 募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

- (2) 募集の区分欄に「特定目的用（身障者用）」とあるのは、身体障がい者世帯から選考する。
- (3) 募集の区分欄に「特定目的用（高齢・障がい者等用）」とあるのは、高齢者世帯、身体障がい者世帯、精神障がい者世帯、知的障がい者世帯、戦傷病者世帯、原子爆弾被爆者世帯、生活保護世帯、中国残留邦人世帯、海外引揚者世帯、ハンセン病療養所入所者世帯、配偶者暴力被害者世帯から選考する。
- 4 申込期間及び方法
- (1) 申込期間 令和4年2月2日から同月8日までの午前10時から午後6時まで（月曜日を除く。）  
ただし、郵送の場合は、令和4年2月8日までの消印のあるもの限り有効とする。
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先  
山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラル22階  
県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産
- 5 入居の時期 令和4年3月26日